

第3次  
裾野市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

2021（令和3年）年度～2030（令和12）年度



令和3年3月

裾野市

# 目 次

## 第 1 章 基本的事項

1	実行計画の策定の背景	1
2	実行計画の目的	2
3	実行計画の期間	3
4	実行計画の位置づけ	3
5	実行計画の対象	4

## 第 2 章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1	温室効果ガスの排出状況	5
2	削減目標	6

## 第 3 章 具体的な取り組み

1	省エネルギーに関する取り組み	8
2	公用車に関する取り組み	8
3	省資源に関する取り組み	9
4	物品購入に関する取り組み	9
5	廃棄物の減量及びリサイクルに関する取り組み	9
6	市有施設の新設、改修、維持管理等に関する取り組み	9

## 第 4 章 計画の推進、点検体制及び公表

1	実行計画の推進体制	10
2	実行計画の進捗状況の調査及び点検	10
3	進捗状況の公表	10

## 第 1 章 基本的事項

### 1 実行計画の策定の背景

地球温暖化とは、石油や石炭などの化石燃料の使用やごみの焼却などに伴って排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの濃度が上昇することで、地表面からの熱の放出が抑えられる「温室効果」が強まり、地表面の温度が上昇する現象です。

地球レベルでの地球温暖化に伴い、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常気象の増加といった問題が顕在化し、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されており、その影響の大きさから、人類の生存そのものにかかわる最も重要な環境問題となっています。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

地球温暖化対策は、国際的な取り組みとなっており、国や地方公共団体もそれぞれが計画的に取り組むことが求められています。

また、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、地球温暖化対策に地方公共団体が取り組む重要性がさらに高まっています。

#### （1）地球温暖化対策の動き

時 期	地球温暖化対策の動向
平成 9 年 (1997 年)	◎「京都議定書」採択：気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3） 温室効果ガス排出量：2008（平成 20）年から 2012（平成 24 年）までに、1990（平成 2）年を基準年度として、6%削減することを約束。
平成 10 年 (1998 年)	◎「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 1999（平成 11）年の施行に伴い、地方公共団体に実行計画策定の義務づけ
平成 22 年 (2010 年)	◎「カンクン合意」採択：気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16） 温室効果ガス排出量：2020（令和 2）年までに、1990（平成 2）年比 25%削減を目標とすることを約束。
平成 24 年 (2012 年)	◎国「第四次環境基本計画」策定 温室効果ガス排出量：長期目標として 2050（令和 32）年度までに、1990（平成 2）年比 80%削減を目指す。
平成 27 年 (2015 年)	◎「パリ協定」採択：気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21） 締約国すべての国が温室効果ガス削減に取り組み、今世紀後半には、世界の温室効果ガスを実質的にゼロにすることを目指すと表明。 【日本の目標】国内温室効果ガス排出量：2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で 26%削減とする目標を約束。
平成 28 年 (2016 年)	◎国「地球温暖化対策計画」策定
令和 2 年 (2020 年)	◎国「カーボンニュートラル実現」の表明 2050（令和 32）年度までに、温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指すことを表明。

## (2) 本市における地球温暖化対策の経過

1998(平成10)年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という)が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体の実行計画の策定に対し、事務及び事業に係る温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画(以下「実行計画」という)の策定が義務付けられました。

本市は、2001(平成13)年度に第1次実行計画を策定し、2016(平成28)年3月には、2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までの5年間を計画期間とする第2次実行計画を策定しました。

第2次実行計画では、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を、2014(平成26)年度比で6%削減することを目標とし、令和元年度の排出量は13,386 t-CO<sub>2</sub>で、22.6%の削減が達成できました。

一方で国は、2016(平成28)年度に新たな計画として、2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で温室効果ガスを26%削減する『地球温暖化対策計画』(2016年5月13日閣議決定)を策定し、この目標達成に向けて、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」の排出量は、基準年度比で約40%の削減が必要であるとされました。

このたび、裾野市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)が満了するにあたり、国の『地球温暖化対策計画』を踏まえ、より実効性の高い地球温暖化対策を推進していくため、「第3次裾野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という)を策定することとします。

## 2 実行計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、市の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定される計画であり、市の事務及び事業に関する地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2~7(略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)を公表しなければならない。

### 3 実行計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とします。

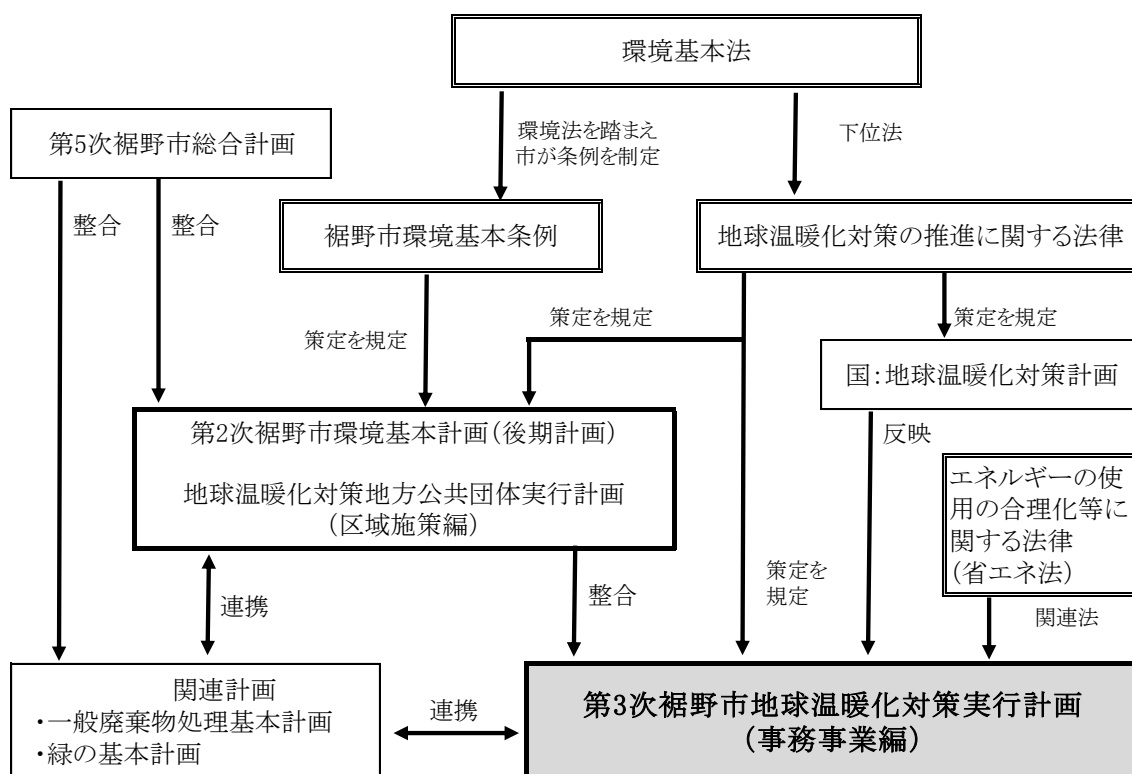
この期間は2016（平成28）年に策定された国の『地球温暖化対策計画』との整合を図っています。

また、本計画の策定に当たっては『地球温暖化対策計画』での温室効果ガス排出削減目標の基準年度と整合させるため、基準年度を2013（平成25）年度とします。

なお、5年後を目途に、環境をめぐる社会情勢の変化や環境保全技術の進捗状況を勘案するとともに、本計画の実施状況等を着実に管理するため、第3次裾野市環境基本計画の策定に伴い、見直しを行います。

### 4 実行計画の位置づけ

本計画は温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画です。裾野市環境基本条例に基づく「第2次裾野市環境基本計画」、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に掲げている地球温暖化対策の取り組みを具体化し、市の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。



## 5 実行計画の対象

### (1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。

ガスの種類※1	概要	地球温暖化係数※2	排出量の算定対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出されます。また廃プラスチック類の焼却によっても排出されます。	1	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出されます。	25	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出されます。	298	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時に排出されます。	12～14,800	—
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	7,390～17,340	—
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	22,800	—
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられています。	17,200	—

※1 本市においては、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素について発生源がないことから、排出量は計上しないこととします。

※2 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したものです。温対法（施行令）の改定があった場合には変更します。

### (2) 対象とする組織、施設等の範囲

対象範囲は、「地方公共団体の事務及び事業」と規定されていることから、裾野市及び裾野市教育委員会等が管理している公共施設の全施設（庁舎、水道の浄水場、学校、幼稚園、保育園、その他の施設）及び公用車を対象の範囲とします。ただし、一部事務組合は対象外とします。

### (3) 本計画における算定方法・算定に係る排出係数

温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定されている排出係数を使用し、それぞれの使用量にエネルギーの種類ごとの排出係数と、地球温暖化係数を乗じて算定します。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 温室効果ガスの排出状況

令和元年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で、13,386 t-CO<sub>2</sub>でした。

このうち、二酸化炭素が 13,166 t-CO<sub>2</sub>、メタンが 24 t-CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素が 196 t-CO<sub>2</sub>となっており、98%以上が二酸化炭素となっています。

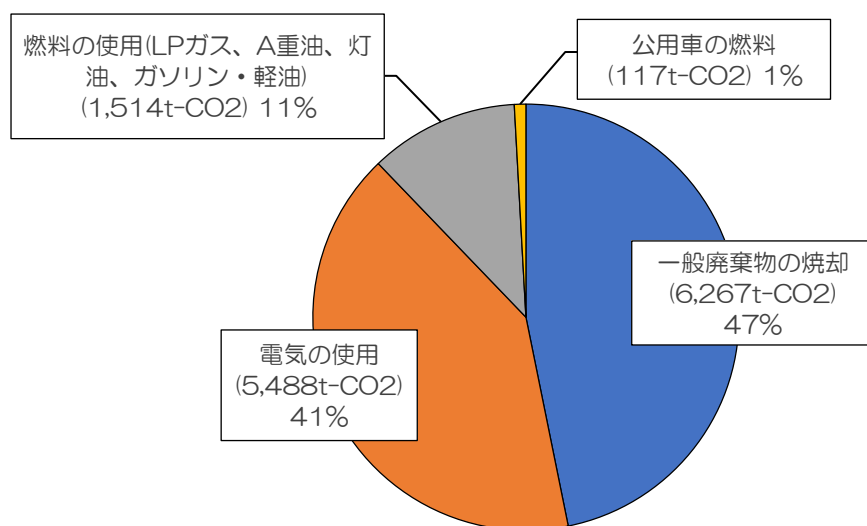
市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガス 2019（令和元）年度

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	13,166	98.36
メタン (CH <sub>4</sub> )	24	0.18
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	196	1.46
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	—	—
パーフルオロカーボン (PFC)	—	—
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	—	—
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	—	—
合計	13,386	100.00

※小数点以下を端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

排出起源別温室効果ガス排出状況（令和元年度）

（図1）



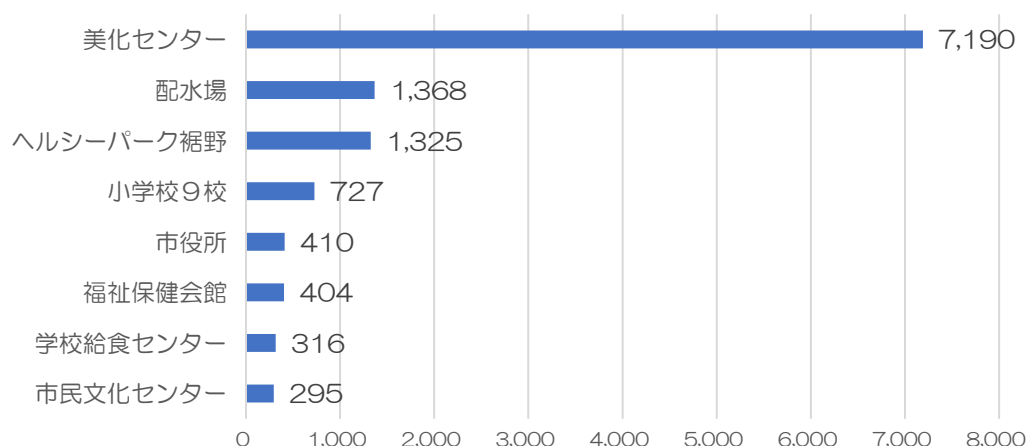
排出起源別の二酸化炭素排出状況を見ると一般廃棄物の焼却（美化センター）からの排出が最も多く、次いで電気の使用からの排出、次いで燃料の使用からの排出となっています。（図1）

施設別温室効果ガス別排出量（CO<sub>2</sub>換算） 令和元年度 (t-CO<sub>2</sub>)

施設名	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	合計
美化センター	6,970	24	196	7,190
配水場	1,368			1,368
ヘルシーパーク裾野	1,325			1,325
小学校9校	727			727
市役所	410			410
福祉保健会館	404			404
給食センター	316			316
市民文化センター	295			295
合計	11,815	24	196	12,035

※小数点以下を端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算） (図2)  
令和元年度 (t-CO<sub>2</sub>)



施設別温室効果ガス排出量を見ると、プラスチックごみの燃焼からの排出量が多いことから、美化センターが最も多く、次いで配水場からの排出、ヘルシーパーク裾野からの排出の順となっています。(図2)

## 2 削減目標

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、国の『地球温暖化対策計画』に即して策定することが温対法第21条第1項により義務付けられています。

『地球温暖化対策計画』は、温室効果ガスを2030（令和12）年度に、2013（平成25）年度比で26%減の水準にすることとしておりますが、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」については、約40%の削減をすることが目標となっています。

本計画においても国の計画にある削減目標と整合を図るため、温室効果ガスを2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で40.0%削減し、目標値を11,150 t-CO<sub>2</sub>に設定することとします。

尚、次期（第3次）環境基本計画の策定が2025（令和7）年度にあるため、それまでの間の短期削減目標を設けます。

温室効果ガスの排出削減計画

(t-CO<sub>2</sub>)

項目	2013(平成25)年度 (基準値) ※1	2019(令和元)年度 (現状値)	2025(令和7)年度 (中間目標値) ※2	2030(令和12)年度 (目標値)
総排出量	18,587	13,386	12,600	11,150
基準年度比	—	△28%	△32%	△40%

※1 基準値：平成26年度以降の市役所全体の総排出量データはあるが、平成25年度の総排出量については市役所全体の総排出量データがなく、教育関連施設と一般廃棄物焼却施設を除いた排出量データしかない。教育施設、焼却施設を除いた平成25年度の排出量と、同一条件により、教育施設、焼却施設を除いた平成26年度の排出量を比較すると、平成26年度は平成25年度から約7%排出量が減少している。平成25年度の総排出量の算定については、平成26年度の総排出量を上記の減少率で除して設定した。[減少率 0.9307 / 平成26年度総排出量 17,299 t-CO<sub>2</sub>]

※2 第2次裾野市環境基本計画(後期計画)の環境指標と同一の目標値

分野別排出量の削減目標を、次のとおり設定します。

(t-CO<sub>2</sub>)

排出起源	2013(平成25)年度 基準値 ※3	2019(令和元)年度 現状値	2025(令和7)年度 中間目標値	2030(令和12)年度 目標値	
電気の使用	5,525	5,488	5,010	電力使用料の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約16%削減します。	
燃料の使用	都市ガス	1,982	1,514	1,470	燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、排出量を基準年度比で約31%削減します。
	LPガス				
	A重油				
	灯油				
	ガソリン・軽油 (公用車除く)				
公用車燃料	185	117	110	公用車使用による燃料(ガソリン及び軽油)使用量の削減により、排出量を基準年度比で約51%削減します。	
一般廃棄物の 燃焼	10,895	6,267	6,010	廃プラスチック類のリサイクル処理による焼却量の削減や廃棄物処理施設の技術革新により、排出量を基準年度比で約54%削減します。	
合計	18,587	13,386	12,600	—	11,150

算定対象となっている7種類の温室効果ガス排出量については、二酸化炭素の排出量に換算し表記しています。

※3 排出起源別の基準値についても、※1と同様に、平成26年度の排出起源別の排出量を減少率で除して設定した。

[減少率 0.9307 / 平成26年度起源別排出量 電気 5,142 燃料 1,845 公用車 172 廃棄物燃焼 10,140]

## 第3章 具体的な取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、事務及び事業において、次のような取り組みを実行します。

### 1 省エネルギーに関する取り組み

#### (1) 空調

- ◇ 適正な室温設定と運転時間の短縮に努めます。(室温目安：夏期 28℃ 冬期 20℃)
- ◇ 夏期には、グリーンカーテンやブラインドなどを利用して室内の温度上昇を抑えます。
- ◇ 夏期のクールビズ及び冬期のウォームビズを推進します。

#### (2) 照明

- ◇ 始業前、昼休み、終業時は業務に支障のない限りは不要な照明を消灯します。また、部分点灯も活用するように努めます。
- ◇ 日中は、自然光を最大限に利用し必要な照明のみ点灯します。

#### (3) 事務機器等

- ◇ 長時間の離席時や退庁時には電源を切ります。
- ◇ 節電モードや省エネモードを利用します。

#### (4) 電化製品等

- ◇ テレビ、冷蔵庫、電気ポット等は最小限の利用に努めます。
- ◇ 冬期以外の給湯器は、極力使用を控えます。

#### (5) その他

- ◇ エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行します。
- ◇ ノー残業デーの定時退庁に努めます。

### 2 公用車に関する取り組み

#### (1) 公用車の使用

- ◇ 公用車を使用するときは、相乗りや合理的な走行ルートを心がけると共に、エコドライブを実践します。
- ◇ 近距離の移動は、徒歩または電動自転車の利用に努めます。
- ◇ 出張時などは、鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。

#### (2) 公用車の導入

- ◇ 公用車の更新等の際は、エネルギー効率に優れた次世代自動車や低公害車の導入に努めます。
- ◇ 公用車の集中管理を推進し、公用車自体の総数削減に努めます。

### 3 省資源に関する取り組み

#### (1) 用紙類等の使用量の削減

- ◇ 両面印刷及び裏面利用を徹底します。
- ◇ 会議資料のペーパーレス化（OA機器の利用促進）及び配付資料の減量に努めます。
- ◇ 印刷物及び刊行物の種類、作成部数、ページ数等を最小限に留め、紙の使用量の削減を図ります。
- ◇ 関係機関への連絡は、電子メールを活用し、紙文書の送付を抑制します。
- ◇ 庁内の連絡には電子掲示板や電子メールを活用し、文書の配布を抑制します。
- ◇ 事務手続の簡略化、電子化等を推進し、資源の節約に努めます。

#### (2) 水の使用量の削減

- ◇ 日常的な節水を励行し、節水機器の導入を図ります。

### 4 物品購入に関する取り組み

- ◇ グリーン購入基本方針（グリーン購入法第6条）に基づき、対象品目についてはグリーン購入に努めます。
- ◇ コピー用紙、封筒等の購入及びチラシ、冊子等印刷物発注の際は、古紙配合率の高い用紙などを使用します。
- ◇ 再資源化による商品や環境に配慮した商品の購入に努めます。
- ◇ 省エネルギー性能の高い製品や長期使用が可能な製品（部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品、機能拡張性の高い製品）を購入します。

### 5 廃棄物の減量及びリサイクルに関する取り組み

- ◇ マイボトル、マイバッグ、マイ箸等を使用し、使い捨て資源の使用を控えます。
- ◇ 執務内のごみ箱を減らし、安易にごみを出さない環境を整えます。
- ◇ 不要となった物品等は庁内で情報を共有し、長期間使用します。
- ◇ 使用済み封筒やファイリング用品など、使えるものは廃棄せず再使用します。
- ◇ ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルできるものは「資源の日」に出します。
- ◇ ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別を徹底します。
- ◇ 雑がみの分別やトナーカートリッジの回収とリサイクルに努めます。

### 6 市有施設の新設、改修、維持管理等に関する取り組み

- ◇ トップランナー基準により指定された機器など、エネルギー消費効率の高い製品を採用します。
- ◇ 市有施設の新設、改修等にあたっては、再生可能エネルギーや新エネルギー等の導入を進めます。
- ◇ 雨水の有効活用や壁面・屋上緑化の推進に努めます。
- ◇ 一般廃棄物焼却施設の更新の際には、余熱利用により発電を実施します。
- ◇ 施設更新の際には、エネルギー利用の効率化が図れるようにZEB（Net Zero Energy Building）等の導入など設計の段階から検討します。
- ◇ 維持管理には、BEMS（Building and Energy Management System）等のエネルギー監視システムやデマンド制御の導入を検討します。

## 第4章 計画の推進、点検体制及び公表

### 1 実行計画の推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、全職員が日々の業務を遂行していく中で、常に省エネルギー化を意識し、行動する必要があります。

このため、本計画を実行するにあたり、各課等に実行計画推進担当者を1名以上置き（各所属長等が選任）、各所属課等において本計画の取り組みを推進するとともに、実行計画担当課と協力して目的達成に向けた取り組みを進めていきます。

#### （1）各所属課長等の役割

- ・本計画の対象範囲である施設及び事務・事業の責任者であり、本計画に関する施策決定を行うとともに、対応策等について各職場へ適宜指示を行う。
- ・実行計画推進担当者（1名以上）を選任する。
- ・本計画の内容等を課員等に伝達し、取り組みを推進する。

#### （2）実行計画推進担当者の役割

- ・各所属課等における本計画の実施状況を随時確認するとともに、使用エネルギー量を定期的に把握及び記録する。
- ・本計画の実施状況及び使用エネルギー量を実行計画担当課に年1回報告する。

#### （3）実行計画担当課の役割

- ・実行計画の担当課は生活環境課とする。
- ・計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

### 2 実行計画の進捗状況の調査及び点検

実行計画担当課は、実行計画推進担当者から毎年度報告を受ける本計画の実施状況を点検するとともに、エネルギー使用量を集計し、基準年度との比較を行う。

この結果から本計画に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標について達成状況を確認し、必要に応じて、取り組み内容の改善や本計画の見直しを行います。

### 3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況等については、市公式ウェブサイト等により毎年公表します。